

令和7年度 地域防災指導員養成講習会（初級①）質疑応答

講習会 実施日	令和7年7月3日	場 所	藤枝市役所 西館5階 大会議室
講義名	藤枝市の防災体制について	講 師	藤枝市 地域防災課
	避難行動要支援者の支援について		藤枝市 福祉政策課
	災害医療について		中部健康福祉センター

質問No.	質問事項	回答者	質問への回答
1	防災指導員とはどんな役割を持っているか。	地域防災課	3年以上の期間にわたって継続的に自主防災活動に参画することにより、自主防災会長のサポートや自主防災組織の活動を指導・支援するなどの役割が求められ、具体的な内容としては、「わが家の地震対策3本柱」などの防災対策の啓発や防災訓練計画・自主防災計画の作成支援などとしております。
2	指導員用のビブスはいつ使用するものか。	地域防災課	地域の防災訓練などの防災における活動や自主防災会において指導員として活動する際にご使用ください。
3	ふじのくに地域防災指導員へ登録するとどうなるのか。	地域防災課	ふじのくに地域防災指導員として特別な活動を依頼することはありませんが、静岡県より年に数回、各種防災情報等のお届けがあります。役割は藤枝市の地域防災指導員と同じになります。
4	家具転倒防止器具取付サービスの申請書はどこでもらえるのか。	地域防災課	市役所や地区交流センターの窓口、または藤枝市HPにも掲載がございますので、ぜひご活用ください。
5	避難指示が出たら必ず避難先に避難しないといけないのか。自己責任で自宅にとどまっても良いか。	地域防災課	ハザードカルテなどで災害リスクを確認し、自宅が2階建てで垂直避難により在宅避難ができる場合や避難することで怪我をするおそれがある場合は、必ず避難先に避難する必要はありません。
6	藤枝市は津波がこないのか。また川から上ってくる可能性はないのか。	地域防災課	藤枝市に津波の想定はありません。海からの高低差があることなどから川から上ってくる可能性も低いとされておりますが、災害時のあらゆるリスクを想定した避難経路の確認など、日頃からの備えをお願いします。
7	この講習会は初級・中級・上級を一年で受講するものか。	地域防災課	年度ごとに修了・昇級となります。1年目に初級、2年目に中級、3年目に上級となり受講期間は3年となります。
8	他県において避難所で自分の家族用に災害用の水などの備蓄品を持っていたら、自治会の人に回収され自分たちで使えなかった事例があったと聞いたが、藤枝市では各自治会にどのように指示をしているのか。	地域防災課	市で備蓄している食糧等はありませんが、大規模災害時には物資の支援も遅れることが想定されるため、物資が行き届くまでは各家庭の備蓄品を集めて再配分する可能性があります。また避難所に届いた物資は自主防災会の協力の下、配給を行っていただくよう周知しております。
9	避難所の収容人数はシミュレーションで確認しているのか。避難してくる人数が多く収容できない可能性のある避難所はないのか。	地域防災課	指定避難所の収容人数は把握しておりますが、世帯数が多い地区では収容人数を上回ることも想定されるため、在宅避難や縁故避難など指定避難所へ行かない避難を推奨しております。
10	青葉町の救護所は錦野クリニックからBiVi藤枝に変更したのでは。	地域防災課	主要救護所の錦野クリニックは令和7年4月1日からBiVi藤枝に変更となりました。
11	南海トラフ巨大地震を想定した被害状況として建物被害が19,000棟とあるが、藤枝市では仮設住宅等の建設予定地の確保はしているのか。	地域防災課	広場や公園、グラウンドなどを市内各地で応急仮設住宅建設予定地として指定をしております。（地域防災計画資料編4-33/34）
12	消防団としても活動していますが、豪雨や台風等で高齢者等避難が発令されるケースでは、避難されない方が実態として多数いるのが現状で、実際は大雨や夜間になってから発令されるといふ時も多々あったため、もっと早くの発令を求めることと、もう少し強制力があるものにして、自治会や消防団で訪問して、避難所（公民館）まで、強制的に連れて行ける様には、ならないものか。	地域防災課	「高齢者等避難」は安全に避難できるよう可能な限り早く発令しております。現状では「高齢者等避難」には法律上の強制力はありません。あくまで住民の自主的な避難行動に委ねられています。
13	自助を重視し、車中避難を推奨するのであればそのような車両の税制等の維持費の低減をすべきだと思うが、その点の対応を考えているか。	地域防災課	現時点で車両維持費の低減等の予定はございません。

質問No.	質問事項	回答者	質問への回答
14	市内のハザードマップ(インターネット上)を、もう少し見やすく、探しやすいものにしてほしい。	地域防災課	「藤枝市GIS」と検索いただくと、藤枝市の各種ハザードマップを確認することができますので、災害に対応したハザードマップをご確認ください。 藤枝市GISにつきましては、今後より使いやすく改善していけるよう検討してまいります。
15	災害時の汚水(主に便)処理はどうしたら良いかのアドバイス等はないのか。特に分散避難の場合、災害発生時から処理に困る人も居るのではないか。	地域防災課	上下水道の故障、家屋内の配管の被災により既存の水流トイレは使えない可能性があります。そのため、携帯トイレ等の備蓄を推奨しており、1人1日5回として7日分を目安としております。
16	救護所14箇所は何を見れば分かるか。	地域防災課	主要救護所(志太医師会館、BiVi藤枝、生涯学習センター、岡部支所分館)4か所と臨時救護所(地区交流センター)10か所は藤枝市防災・減災ガイド「地震から命を守るために」P17に記載されています。 ※「地震から命を守るために」は市役所で配布しており、市HPにも掲載しております。
17	「防災世帯台帳」について最新の書式は何年度に改訂をしたものか。	地域防災課	令和4年度に改訂したものです。
18	地震被害想定に対し、医療拠点が全く足りていないように思うが、今までの災害で資料のような医療体制は機能していたのか。	地域防災課	医療救護体制を機能させるような災害は過去にありません。災害時は、県外から様々な支援チームが来るのが想定されていますが、被害が広範囲にわたる場合には迅速な支援は難しいと考えられます。そのため、自助、共助を基本とし、必要な人が必要な支援を受けられるような地域づくり、行政との連絡体制が重要になります。
19	道路、橋などが破壊されて救護所に重症患者の搬送が車両では困難な場合の対処方法の例を教えてください。	地域防災課	陸路が困難な場合には空路を検討することになると思われますが、まずは現状を災害対策本部に集約するため地域防災拠点に状況を伝えることを優先してください。災害対策本部において、空路等での搬送を検討します。
20	要支援者の個別避難計画は誰が作成するのでしょうか。	福祉政策課	本市では、各世帯において「防災世帯台帳」及び裏面の「災害時における避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳(個別計画書)(以下「登録台帳」といいます。)」を記入していただき、個別避難計画が作成できるようになっています。 登録台帳の記入にあたり「書き方が分からない」「支援者が見つからない」等という人がいる場合は、町内会・自主防災会から助言していただくなど、記入についてご協力をお願いします。
21	要支援者登録台帳について、老人ホームや高齢者、障がいを持っている方が多い地域で必要になるのではないか。	福祉政策課	各町内会において防災体制を検討する際、住民の人数や世帯数等に加え、登録台帳により、災害時の支援や配慮が必要な方を把握することが重要です。 なお、老人ホーム等の社会福祉施設では、利用者の避難計画等を作成しているため、避難行動要支援者登録台帳(個別計画書)の対象外となっております。 また、避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳(個別計画書)は各町内会で保管されています。提出されていない避難行動要支援者がいる場合は、作成、提出に御協力願います。
22	救護所へ搬送すべき人の選別は誰が行うのか。地元で資格を持った者がおらず、いざとなれば各病院へ行ってしまおうと思うが、医療支援チームを頼っていいものなのか。	中部健康福祉センター	救護所への搬送を行うかどうかは、けが人本人や周囲の住民が、診察・治療を要するか判断します。なお、地域の診療所の医師があらかじめ決められた担当する救護所に参集し、救護活動を行う体制がとられているのに加えて、医療支援チームが救護所等に派遣されることが見込まれており、救護病院には、救護所の医師の診察・治療を受けた重症患者が搬送されます。
23	災害時に多くの怪我人や重症者が発生した場合、救急車が来ない時は個々に藤枝市立総合病院に自家用車で搬送すればよいのか。それとも救護所まで主要搬送すればよいのか。	中部健康福祉センター	主要救護所に搬送し、地域の診療所の医師や医療支援チームの診察を受けてください。救護病院である藤枝市立総合病院への搬送は、病院の高度救急の機能を低下させることとなりますので、まずは主要救護所に搬送してください。